

令和6年5月27日  
世田谷保健所  
感染症対策課

## 令和6年度の予防接種事業について

令和6年度より実施予定の予防接種事業について、以下のとおり報告する。

### 1 HPVワクチン男性接種費用助成の実施

#### (1) 主旨

ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という。）は、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、主に性交渉により感染し、子宮頸がんや性感染症の原因となるウイルスである。HPVワクチンは子宮頸がんの予防を目的として、現在、3種類のワクチンが女性に対する定期接種として用いられており、そのうちの一つである4価HPVワクチンについては、令和2年12月から肛門がん及び尖圭コンジローマの予防接種として男性への接種が承認され、任意での接種が可能となった。

東京都は、令和6年度より、区市町村に対して、HPVワクチン男性接種費用の助成にかかる経費の1/2を助成する特別補助事業を実施する。

区は、男性がHPVワクチンを受けることができる環境を作るとともに、予防接種により肛門がんなどの疾病や性感染症などの予防を図るため、HPVワクチン男性接種費用助成を令和6年10月より実施する。

#### (2) 事業概要

- ①開始時期 令和6年10月1日
- ②対象者 小学6年生～高校1年生相当の男性
- ③想定回数 約2,900回（約19,000人の約5%×3回）
- ④助成回数 3回／人
- ⑤自己負担 なし（助成単価：17,666円／回）
- ⑥実施方法 区内指定医療機関での個別接種
- ⑦周知方法 区のおしらせ、区ホームページ、ポスター掲示等により周知する。
- ⑧予算（案） 53,147千円
  - ※特定財源 26,803千円（東京都補助金）
  - ※第2回区議会定例会に補正予算案を提案予定

## 2 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成の実施

### (1) 主旨

高齢者の肺炎球菌予防接種は予防接種法に定められた定期接種であり、対象者は65歳のみであるが、平成26年度から令和5年度までの10年間は、経過措置として70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の者も定期接種の対象とされていた。

経過措置の終了に伴い、令和6年度からは65歳のみが定期接種の対象となるところ、今般、東京都から、定期接種の自己負担軽減と、接種機会を逃した者への救済を目的に、令和6年度に限り区市町村向けの補助事業を実施することが示された。

これを受け区は、下記のとおり定期接種と任意接種費用助成事業を実施する。

### (2) 事業概要

#### ①開始時期、対象者、接種費用

	開始時期	対象者	接種費用
定期接種	4月1日	ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者	自己負担額 1,500円
任意接種	7月1日	66歳以上で未接種の者	費用助成額※(下記) 5,000円

※自己負担額は医療機関の設定した接種費用と助成額の差額

#### ②実施方法 区内指定医療機関での個別接種

#### ③周知方法

(ア) 定期接種 4～7月生まれの者には6月末に、8月以降生まれの者には誕生日を迎える前月の末日に、案内を発送する(イは個別に申し込みが必要)。

(イ) 任意接種 区内指定医療機関に助成券を備え置く。また、医師会を通じて区内指定医療機関と連携しながら対象者への周知を図る。

#### ④予算(案)

(ア) 定期接種 24,362千円 ※特定財源：7,435千円(東京都補助金)

(イ) 任意接種 21,150千円 ※特定財源：9,930千円(東京都補助金)

※第2回区議会定例会に補正予算案を提案予定((ア)については、一部に当初予算を活用)

## 3 今後のスケジュール(予定)

令和6年	6月上旬	第2回定例会 補正予算案提出
	7月1日	ホームページ先行公開(HPV男性ワクチン) 高齢者肺炎球菌任意接種費用助成開始
	8月1日	区のおしらせ掲載(高齢者肺炎球菌任意予防接種)
	10月1日	HPV男性ワクチン費用助成開始及び区のおしらせ掲載